

市民活動を応援します

～平成24年度 大阪狭山市市民公益活動促進補助金～



※平成24年度予算成立を前提としています。

大阪狭山市をより良いまちにするため様々な分野で取り組まれている市民活動に対して、市が資金の援助をしています。市民公益活動促進補助金は、市民から寄せられた寄附金と市の出資金を積み立てている「大阪狭山市市民公益活動促進基金」を活用するもので、平成16年度から実施しています。

この補助金は、分野やテーマを特定せずに、多数の利益につながる多様な市民活動を支援するものです。

●チャレンジ部門とは？

- ・総事業費が30万円未満の事業で、新しい公共サービスのあり方を実践的に提案する事業もしくは過去にこの補助金の交付を受けていない団体が取り組む事業
- ・補助率 3分の2
- ・限度額 10万円
- ・上位10事業までを優先採択

●自立促進部門とは？

- ・総事業費の上限には制限はありません
- ・補助率 2分の1
- ・限度額 50万円
(複数年の繰り返し事業はスライド減額有り)
- ・5回まで(5年間)※1

※1 チャレンジ部門と自立促進部門を通算して5回を限度とします。

●対象になる団体は？

- ・継続して1年以上事業に取り組める団体 ※2
 - ・3人以上の役員がいる
 - ・大阪狭山市内に事務所がある
- 「一過性の事業を目的とする実行委員会は対象になりません」

●対象になる事業は？

- ・24年度中に大阪狭山市内で実施する市民公益活動
 - ・国、地方公共団体などの補助を受けていない事業
- 「文化会館利用料(施設等の使用料、人件費を含む)が5万円を超えるものは対象になりません」

※2 継続した事業展開が可能な団体と認められれば、必ずしも1年以上の活動歴を要しません。

- 応募期間 平成24年3月24日(土)～4月5日(木) (郵送の場合は、当日消印有効)
申請に関する相談を市民活動支援センターが応じます。初めて申請する場合も遠慮なくご相談ください。
相談日：4月5日(木)までの午前9時から午後9時まで(要予約)
- 応募先 市民活動支援センター(市役所南館2階)
郵送の場合は、〒589-8501 狭山1-2384-1
大阪狭山市役所 市民協働・生涯学習推進グループ宛
- 公開審査(プレゼンテーション)
平成24年4月15日(日)午前10時から、市民活動支援センター・講堂で
- 報告会 補助金を受けた団体は、補助事業の成果を広く市民に紹介するため、事業報告をしなければなりません。報告会は、平成25年の5月から6月の間で実施しますので、必ず出席してください。

大阪狭山市のインターネット・ホームページから申請様式や申請の手引きをダウンロードできます。



問い合わせ ◎大阪狭山市市民活動支援センター 072-366-4664
大阪狭山市狭山1-862-5 simin025@yacht.ocn.ne.jp
◎市民協働・生涯学習推進グループ 072-366-0011